

事 務 連 絡
平成25年3月6日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害者等の範囲に難病等を追加することに伴う留意事項について

日頃より障害保健福祉行政の推進につきまして、多大なる御尽力を賜り、心より敬意を表します。

平成25年4月1日施行の障害者総合支援法において、障害者等の定義に新たに「難病等」が追加されることに伴い、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等（以下「事業所等」という。）について、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第31条等による事業等の運営についての重要事項に関する運営規程（以下「運営規程」という。）において事業等の主たる対象とする障害の種類に、「難病等対象者」を掲げることが新たに可能となったところですが、これに当たったの留意事項等をまとめましたので、都道府県等におかれましては、管内事業所等に対し、下記の内容について周知徹底等をお願いいたします。

記

1. 「主たる対象とする障害の種類」に係る留意事項

- (1) 従来、難病患者等居宅生活支援事業における難病患者等ホームヘルプサービス事業及び難病患者等短期入所事業を実施している事業所は必要に応じて、運営規程において主たる対象とする障害の種類に「難病等対象者」を掲げて頂き、今まで当該事業を利用していた利用者が継続して支援を受けられるよう必要な措置を講じて頂きたいこと。
- (2) 従来、難病患者等居宅生活支援事業を実施していなかった事業所等についても、障害者総合支援法の趣旨に鑑み、難病等対象者も利用対象とすることが望ましいことから、運営規程において主たる対象とする障害の種類に「難病等対象者」を掲げる等、必要な措置を講じて頂きたいこと。

- (3) 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の第三の3の(3)の「提供拒否の禁止」において、サービスの提供を拒むことができる正当な理由の一つに、「主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合」を掲げているところである。しかしながら、運営規程において、主たる対象とする障害に「難病等対象者」を掲げていない事業所等についても、元来、筋萎縮性側帯硬化症(ALS)等の重い難病の症状を持つ患者については、身体障害者手帳を取得し、「身体障害」として支援を受けていた者が一定程度見られること等から、「難病等対象者」である理由のみをもって、一律機械的にサービス提供を拒否することのないよう留意されたいこと。また、当該事業所等に対し、難病等対象者から利用申込みがあった場合には、これらの者の状態像に鑑み、難病等に伴う身体障害、知的障害、精神障害の有無等を十分に勘案の上、難病等である理由のみをもって利用を拒むことのないよう、取り計らわれたいこと。
- なお、基準省令第11条等の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な居宅介護等を提供することが困難である場合は、同令第13条等により、適切な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じる必要があるので、注意されたいこと。

2. 難病患者等ホームヘルパー養成研修等の活用

難病等対象者に対して居宅介護等を提供するに当たって、難病等対象者に関する知識や援助技術等の習得を必要とする場合は、厚生労働省健康局の補助により都道府県・指定都市が実施する難病患者等ホームヘルパー養成研修の受講や、難病情報センターによる国の難病対策、病気の解説等関連情報の閲覧が可能であるので、事業所等に対し、積極的に活用頂くよう周知願いたいこと。

(参考)

難病情報センター <http://www.nanbyou.or.jp>

【担当】

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
福祉サービス係

TEL 03-5253-1111 (内線3091)

FAX 03-3591-8914